紀北町第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月 紀 北 町

目 次

弗 草 計画束正にあたつ(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••1
2. 計画期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•••••1
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4. 策定体制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
第2章 町の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1. 人口等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 人口等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••4
(2) 出生等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(3) 世帯の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(4) 結婚・離婚の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(5) 労働の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
2. アンケート調査結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)調査目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)調査結果の概要	
3.本計画で対応すべき課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)妊娠・出産・子育てを途切れなく支える環境づくりについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3)地域における子育て支援の充実、子どもの居場所づくりについて ・・・・・・・・	
(4)支援が必要な子どもへの対応について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3章 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.基本理念 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2. 基本目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3. 施策体系 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第4章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
基本目標1 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 保育サービスの充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)地域における子育て支援サービスの充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3)ワーク・ライフ・バランスの実現と子育てへの男女共同参画の推進 ・・・・・・・・	
基本目標2 妊娠から育児まで途切れなく支援する環境づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 相談・情報提供体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)子どもや母親の健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 小児医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
基本目標3 子どもの育ちを支援する環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)子どもが健全に育つ環境づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••34

(3)子どもの遊び・学びを支援する環境づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
基本目標4 子どもを守る環境づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)子どもの権利の尊重と児童虐待の防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••37
(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(3)生活困窮家庭(こどもの貧困)への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(4)障がい児施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5)安全・安心なまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5章 子ども・子育て支援の具体的事業目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.子ども・子育て支援事業等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••41
2. 幼児期の教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••42
3. 児童人口の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)子どものための教育・保育給付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 子育てのための施設等利用給付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 乳児等のための支援給付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5.幼児教育・保育等の質の確保及び向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)教育・保育の一体的な提供の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 認定こども園の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3)質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実 ・・・・・・	
(4)保育士等の質の向上と人材の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5)外国とつながりのある幼児等への支援・配慮 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••48
6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)利用者支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)延長保育事業(時間外保育事業) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(6)子育て短期支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(7)乳児家庭全戸訪問事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(8)養育支援訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(9)地域子育て支援拠点事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(10) 一時預かり事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(11)病児・病後児保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(12) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) ・・・・・・・	
(13) 妊婦健康診査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(14) 子育て世帯訪問支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(15) 児童育成支援拠点事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(16)親子関係形成支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(17) 妊婦等包括相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60

(18) 産後ケア事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7.子ども・子育て支援法に基づく施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
(1)産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保・・・61
(2)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携 ・・・・・・・61
(3)労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携61
第6章 計画の推進62
1. 計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
(1)総合的な施策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
(2) 国や県との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
(3)近隣市町との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
2. 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
(1)住民への計画の周知と相談体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 計画策定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)紀北町子ども・子育て会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)紀北町子ども・子育て会議委員名簿等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

本町においては、子ども・子育て支援制度に基づき、住民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、第1期計画を平成26年度に、第2期計画を令和元年度に策定し、保育サービスの充実や子育て支援施策をこれまで展開してきました。

しかし、全国的に核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の増加及び顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化している状況にあります。

こうした子どもを取り巻く厳しい環境等を背景に、国においては、令和5年に「こども基本法」の施行を受けて「こども家庭庁」を設置し、すべての子どもの権利が保障され、身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども大綱」を策定しています。

このため、第2期計画が令和6年度末で計画期間が終了することから、国の動向等を踏まえるとともに、住民の子育て支援に関するニーズ調査を行い、本町の現状と課題を再度分析・整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「紀北町第3期子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

令和 2年度 4年度 6年度 3年度 5年度 7年度 8年度 9年度 10 年度 11 年度 第2期計画 第3期計画 見直し

▼計画期間

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と位置づけます。また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」を包含する計画とします。

さらに、「紀北町総合計画」をはじめ、「障がい児福祉計画」、「男女共同参画基本計画」 など、関連する各種計画との整合を図ります。

▼本計画に関連する主な法律等

法令等	計画に関する内容
子ども・子育て支援法	【義務】第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・ 子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に 関する計画(市町村子ども・子育て支援事業計画)を定めるものとする。
次世代育成支援対策推進法	【努力義務】第8条第1項 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(市町村行動計画)を策定することができる。
こどもの貧困の 解消に向けた対 策の推進に関す る法律	【努力義務】第10条第2項 市町村は、大綱及び都道府県計画を勘案して、当該市町村におけるこどもの 貧困の解消に向けた対策についての計画(市町村計画)を定めるよう努めるも のとする。

▼参考:こども基本法及びこども大綱

法令等	計画に関する内容	
こども基本法	【努力義務】第10条第2項 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(市町村こども計画)を定めるよう努めるものとする。	
こども大綱	【こども大綱の目指す「こどもまんなか社会」】 すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会	

4. 策定体制

本計画の策定にあたっては、「紀北町子ども・子育て会議」を設置し、審議を行います。 当会議は子どもの保護者、有識者等により構成されています。あわせて、庁内において関 係課との連携を図りながら策定・推進します。

また、子どもの保護者や中学生を対象にアンケート調査を実施し、その結果の反映に も努めました。

第2章 町の状況

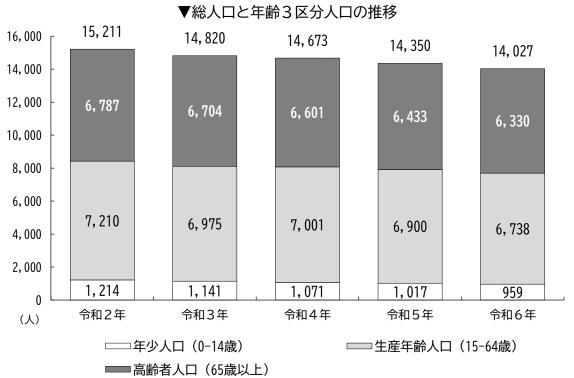
1. 人口等の状況

(1) 人口等の状況

①総人口・年齢3区分別人口の推移

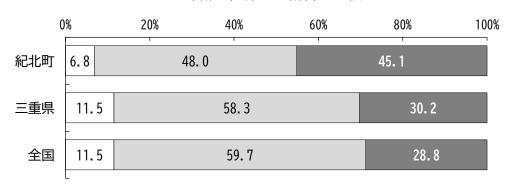
本町の総人口は、令和2年の15,211人から令和6年の14,027人へ減少傾向で推移しており、年齢3区分人口は、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、高齢者人口(65歳以上)ともに減少傾向で推移しています。

令和6年の年齢3区分人口割合を国、県と比較すると、年少人口割合は6.8%と国、県を下回り、高齢者人口割合は45.1%と国、県を上回ります。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

▼年齢3区分人口割合の比較



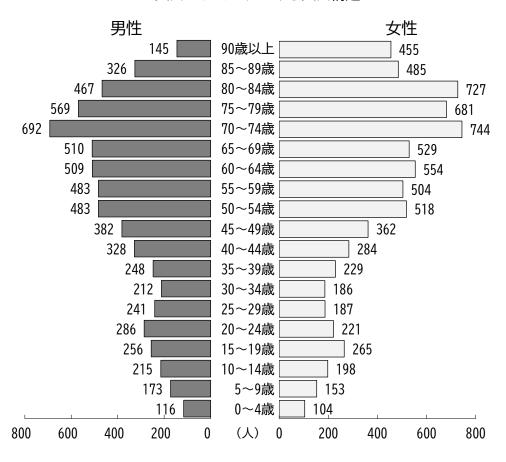
□年少人口(0-14歳) □生産年齢人口(15-64歳) ■高齢者人口(65歳以上)

資料:住民基本台帳(国、県は令和6年1月1日現在、町は令和6年4月1日現在)

②人口ピラミッドでみる人口構造

本町の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドでみると(令和6年4月1日現在)、男性・女性ともに70~74歳(男性:692人、女性744人)の層が多くなっています。また、20代後半から30代の層が少ない特徴がみられます。

▼人口ピラミッドでみる人口構造

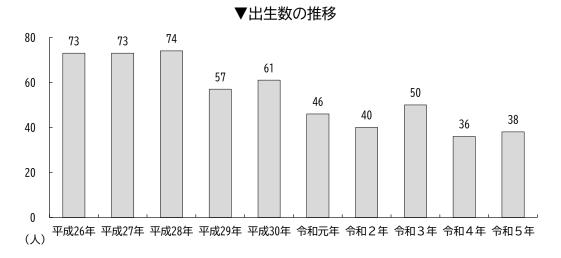


資料:住民基本台帳(令和6年4月1日現在)

(2) 出生等の状況

①出生数の推移

本町の出生数の推移をみると、おおむね減少傾向にあり、令和3年に50人に増加しましたが、令和5年で38人となっています。

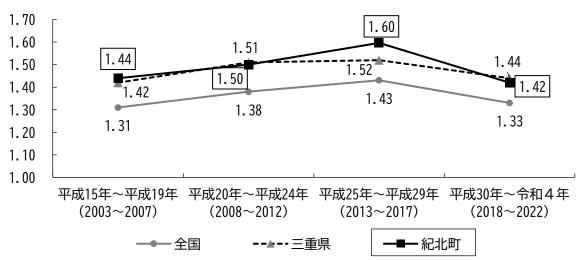


資料:衛生統計年報

②合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率(1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかの平均)の推移を みると、国を上回って推移しており、平成30年~令和4年で1.42となっています。

▼合計特殊出生率の推移



資料:人口動態保健所・市町村別統計

③女性人口の推移

合計特殊出生率の対象となる 15~49 歳の女性人口の推移をみると、令和2年の 1,984 人から令和6年の1,734人へとおおむね減少傾向で推移しており、今後、合計特殊出生 率が上昇しても出生数の大きな増加が望めない状況となっています。

1,984 1,893 1,879 2,000 1,828 1,734 474 402 428 375 362 359 322 297 327 284 257

▼女性人口(15~49歳)の推移

1,500 □45~49歳 ■40~44歳 236 243 ■35~39歳 1,000 235 229 ■30~34歳 225 201 199 219 186 ■25~29歳 176 196 201 165 187 500 227 208 224 237 □20~24歳 221 ■15~19歳 297 287 291 276 265

令和4年

令和5年

令和6年

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

令和3年

令和2年

(人)

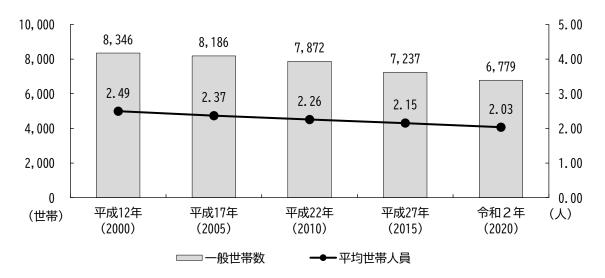
(3)世帯の状況

①世帯数・平均世帯人員の状況

本町の世帯数をみると、平成12年の8,346世帯から減少傾向で推移し、令和2年では6,779世帯となっています。また、平均世帯人員は平成12年では1世帯あたり2.49人でしたが、核家族化や単独世帯等の増加による世帯の小規模化が進み、令和2年には1世帯あたり2.03人となっています。

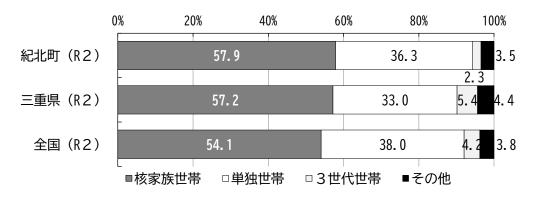
令和2年の世帯の家族類型をみると、本町は国、県に比べて3世代世帯の割合が少ない特徴がみられます。

▼世帯数の推移



資料:国勢調査

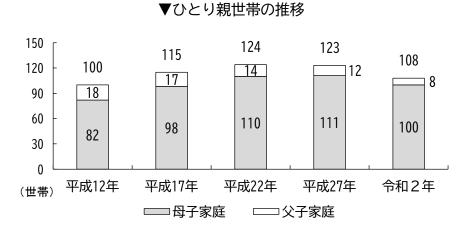
▼世帯の家族類型の比較



資料:令和2年国勢調査

②ひとり親世帯の推移

本町のひとり親世帯の推移をみると、平成 27 年まで増加傾向にありましたが、令和 2 年には減少して 108 世帯となっており、うち母子家庭 100 世帯、父子家庭は 8 世帯となっています。

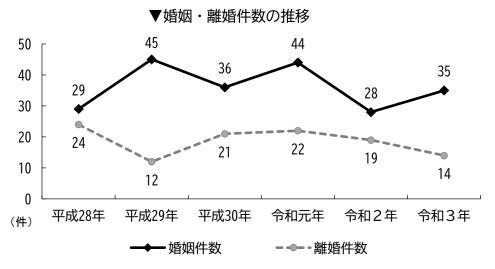


資料:国勢調査

(4) 結婚・離婚の状況

①婚姻・離婚件数の推移

本町の婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は増減を繰り返して推移し、令和3年で35件となっています。また、離婚件数は令和元年以降、減少傾向で推移し、令和3年で14件となっています。



資料:人口動態統計

②未婚率の状況

年齢別の未婚者・既婚者数をみると、20 代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30 代前半になると逆転し、既婚者数が未婚者数を上回ります。

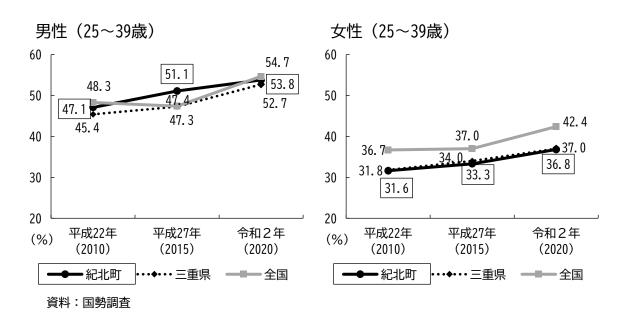
未婚率についても、20 代後半では未婚者が 66.5%を占めますが、30 代前半では 43.1%、30 代後半では 33.3%に減少し、30 代が婚姻年齢の中心層であることがわかります。

また、婚姻の中心的な年齢層である 25~39 歳の未婚率の推移をみると、男女ともに増加傾向で推移しています。

▼年齢別未婚者・既婚者の状況 900 844 100.0 92.4 □□未婚者数 □□既婚者数 -----未婚率 100.0 800 748 80.0 666 700 66.5 600 489 60.0 500 400 351 43. 1 40.0 247 300 27. 6 26.2 33. 3 20.8 445 200 16.4 20.0 117 303 236 232 100 187 196 186 1.75 166 25 0 0 0.0 15~19歳 20~24歳 25~29歳 30~34歳 35~39歳 40~44歳 45~49歳 50~54歳 55~59歳

資料:令和2年国勢調査(離婚・死別は既婚者数に含む)

▼未婚率の比較(25~39歳)



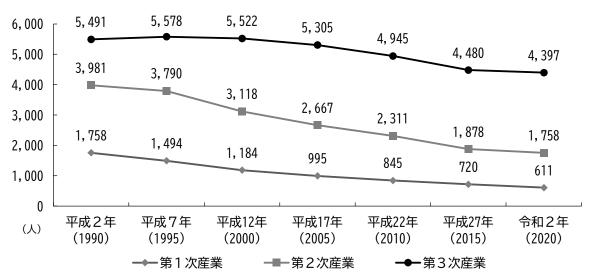
(5) 労働の状況

①就業者の状況

産業別就業者数の推移をみると、いずれの産業も減少しており、令和2年で第1次産業が611人、第2次産業が1,758人、第3次産業が4,397人となっています。

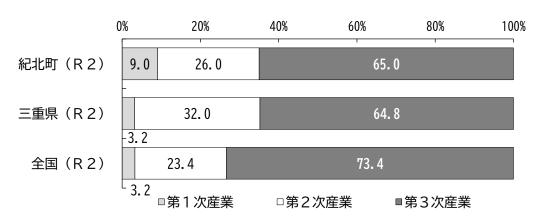
また、産業3区分別就業者の構成比をみると、第1次産業が9.0%、第2次産業が26.0%、 第3次産業が65.0%となっており、第1次産業の構成割合が国・県を大きく上回ります。

▼産業別就業者の推移



資料:国勢調査

▼産業別就業者の構成比の比較

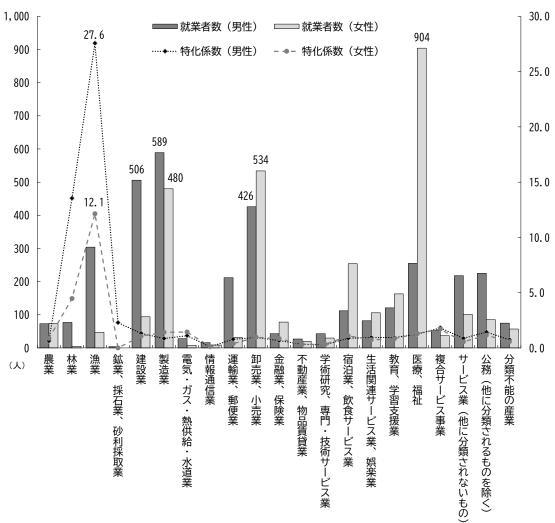


資料:令和2年国勢調査

②産業別の就労状況

産業別の就労者をみると、男性は「製造業」、「建設業」、「卸売業、小売業」の従事者が多く、女性は「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「製造業」の従事者が多くなっています。 地域の就業者比率を全国と比較した産業別の特化係数(係数が1以上で地域の就業構造に特色あり)をみると、男女ともに「漁業」が突出しています。

▼産業別・男女別の就労状況



資料:令和2年国勢調査

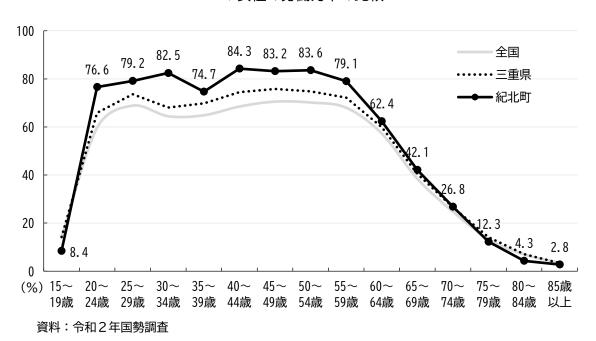
③女性の労働力率

本町における年齢5歳階級別の女性の労働力率(人口に占める労働力人口の割合)を みると、20代から労働力率が70%以上で推移し、60代から大きく減少してきます。

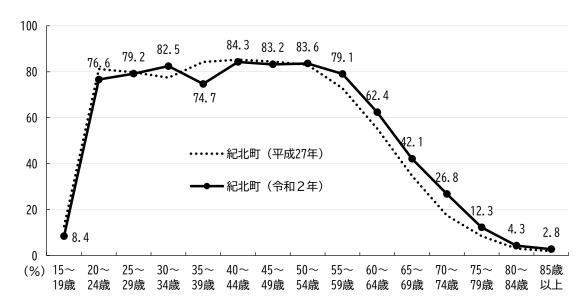
本町は各年齢層の労働力率が国、県に比べておおむね高い傾向にありますが、30代の 結婚・出産・子育て期に労働力率がいったん低下する「M字カーブ傾向」がみられます。

また、平成27年と令和2年の労働力率を比較すると、30代後半の労働力率が低下しています。

▼女性の労働力率の比較



▼女性の労働力率の推移



資料:平成27年・令和2年国勢調査

2. アンケート調査結果の概要

(1)調査目的

本計画の策定に向け、保育ニーズや子育て支援サービスへの意向、子育て世帯の生活 実態、要望・意見などを把握するアンケート調査(①就学前児童保護者、②小学生児童保 護者を対象)を実施するとともに、「こどもの意見聴取」の一環として、③中学生を対象 とした Web アンケート調査を実施しました。

▼調査概要

	就学前児童保護者対象アンケート	小学生児童保護者対象アンケート
調査対象	小学校就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
調査時期	令和6年8月	令和6年8月
調査方法	郵送法(郵送による配布・回収)	郵送法(郵送による配布・回収)
配布数	300	500
回収数	101	282
回収率	33.7%	56.4%

[※]前回調査は令和元年7月に実施した第2期計画策定のためのアンケート調査。

	こどもの意識と生活に関する調査(中学生)
調査対象	町内の中学2年生
調査時期	令和6年8月
調査方法	学校での回答依頼、Web での回答
対象者	89
回答件数	86
回答率	96.6%

(2)調査結果の概要

①母親の就労状況

■母親で「フルタイム」で就労している割合が 40.6%と前回調査 (36.2%) から増加 しています。

▼母親の就労状況(就学前児童)

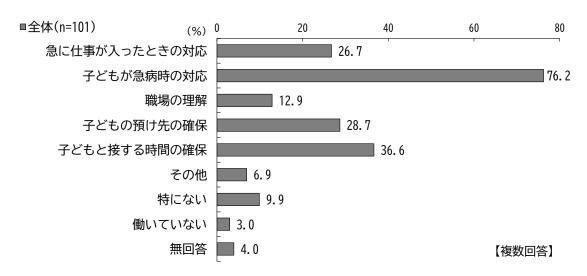


□フルタイム □パート・アルバイト等 □現在は就労していない ■無回答

②仕事と子育ての両立で大変なこと

■「子どもが急病時の対応」が最も多く、次いで「子どもと接する時間の確保」、「子 どもの預け先の確保」が続きます。

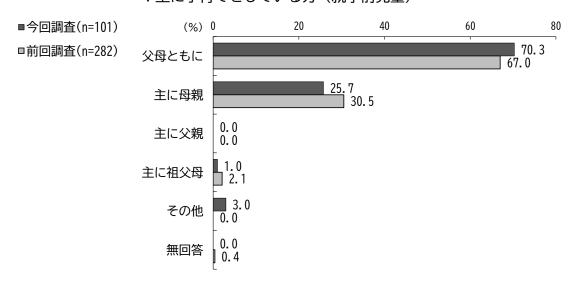
▼仕事と子育ての両立で大変なこと(就学前児童)



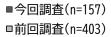
③主に子育てをしている方

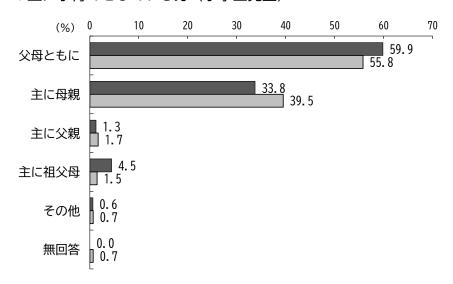
■「父母ともに」と回答する割合が就学前児童(70.3%)、小学生児童(59.9%)とも に前回調査より増加しています。

▼主に子育てをしている方 (就学前児童)



▼主に子育てをしている方(小学生児童)

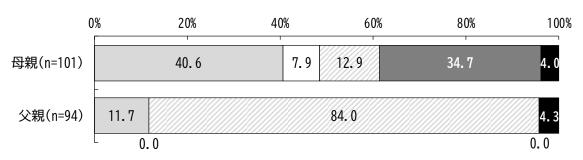




④育児休業の取得

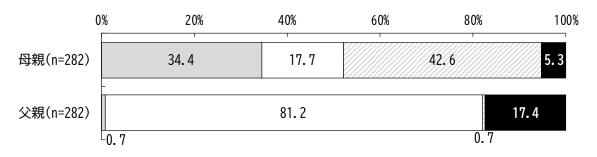
■母親では「取得した」及び「現在取得中である」が 48.5%と前回調査 (34.4%) より約 14 ポイント増加し、父親では 11.7%と前回調査 (0.7%) より約 11 ポイント増加しています。

▼育児休業の取得(就学前児童)



□取得した □現在取得中である □取得していない ■働いていなかった ■無回答

▼育児休業の取得(前回調査、就学前児童)

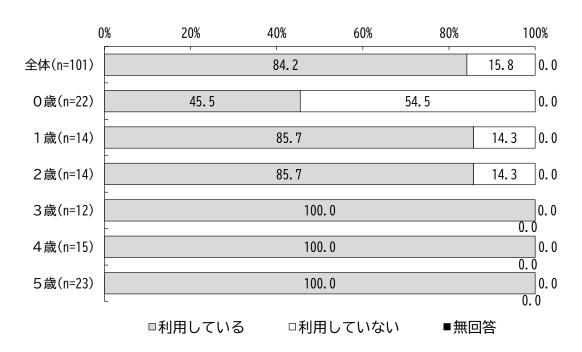


□取得した(取得中である) □取得していない □働いていなかった ■無回答

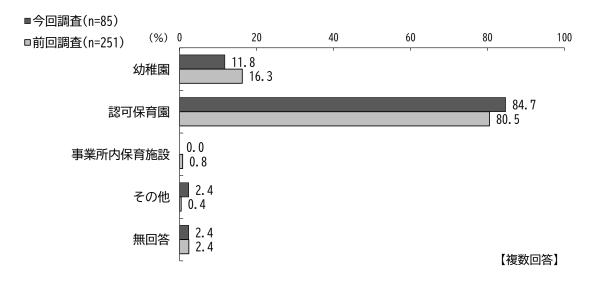
⑤定期的な教育・保育施設の利用

- ■「利用している」は全体で 84.2%となっており、3歳以上では 100%が利用しています。
- ■利用している施設は「認可保育園」が82.8%と、前回調査と同様に最も多くなっています。

▼教育・保育施設の利用状況(就学前児童)



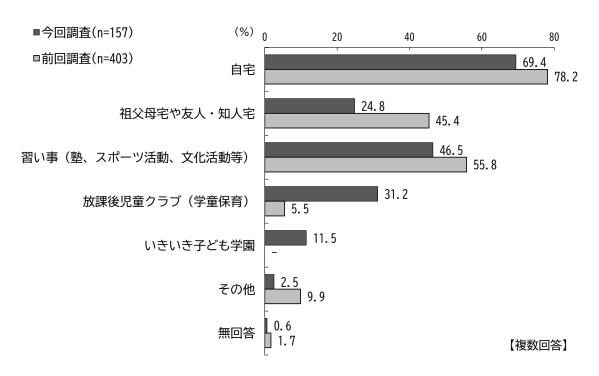
▼利用している教育・保育施設(就学前児童)



⑥放課後の過ごし方について

■放課後の過ごし方は「自宅」(69.4%)が最も多く、次いで「習い事」(46.5%)、「放課後児童クラブ」(31.2%)が続きます。前回調査と比べ「放課後児童クラブ」が約26ポイント増加しています。

▼放課後の過ごし方(小学生児童)

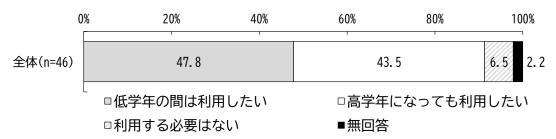


※「いきいき子ども学園」は今回調査からの選択肢。

⑦長期休暇中の放課後児童クラブの利用意向

■長期休暇中の利用意向について、「低学年の間は利用したい」が 47.8%、「高学年になっても利用したい」が 43.5%となっています。

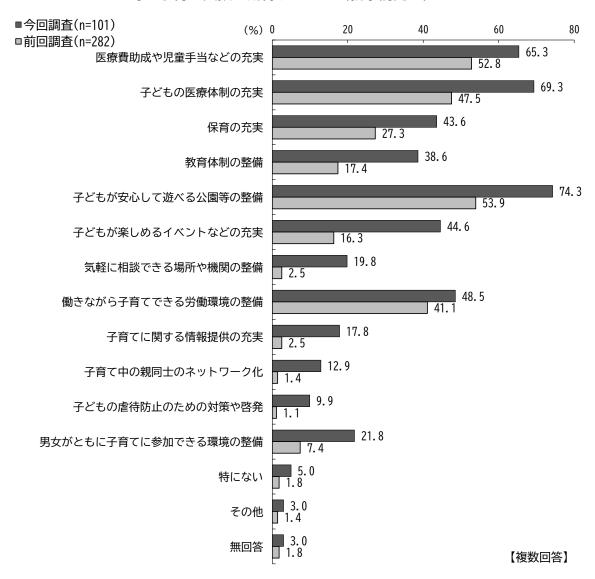
▼長期休暇中の放課後児童クラブの利用意向(小学生児童)



⑧町の子育て支援に期待すること

■「子どもが安心して遊べる公園等の整備」が 74.3%で最も多く、次いで「子どもの 医療体制の充実」(69.3%)、「医療費助成や児童手当などの充実」(65.3%) が続きます。前回調査と比べると、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」は約 20 ポイント増加しています。

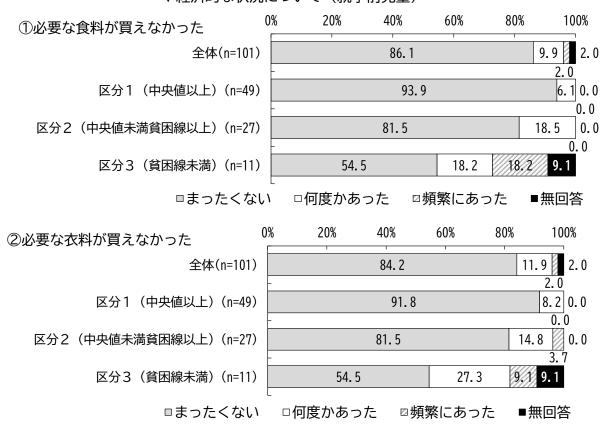
▼町の子育て支援に期待すること(就学前児童)



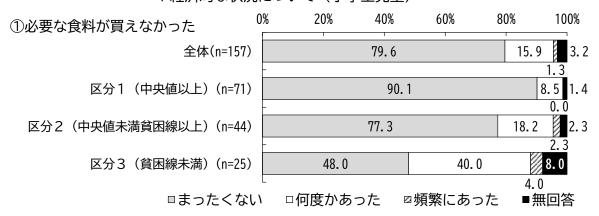
9経済的な状況

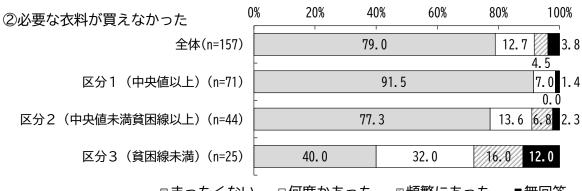
■相対的な貧困とされる層(「区分3(貧困線未満)」)では、『経験があった』(「何度かあった」と「頻繁にあった」の合計)の割合は、就学前児童では「①必要な食料が買えなかった」及び「②必要な衣料が買えなかった」が36.4%(同率)、小学生児童では「②必要な衣料が買えなかった」が48.0%、「①必要な食料が買えなかった」が44.0%となっています。

▼経済的な状況について(就学前児童)



▼経済的な状況について(小学生児童)





□まったくない □何度

□何度かあった

☑頻繁にあった

■無回答

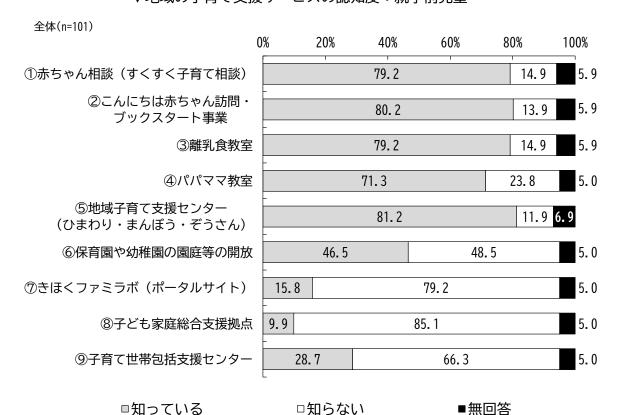
◎等価世帯収入における分類

世帯人員・年収の回答結果から、年収を世帯人員の人数の平方根で除して等価世帯収入を算出し、その値の中央値を求め、その中央値の2分の1を「貧困線」として、中央値以上を区分1、中央値未満貧困線以上を区分2、貧困線未満を区分3として分類しています。

⑩地域の子育て支援サービスの認知度

■「知っている」と回答した割合の多い、認知度の高いサービスは「⑤地域子育て支援センター」(81.2%)が最も多く、次いで「②こんにちは赤ちゃん訪問・ブックスタート事業」(80.2%)、「①赤ちゃん相談」及び「③離乳食教室」(同率 79.2%)が続きます。

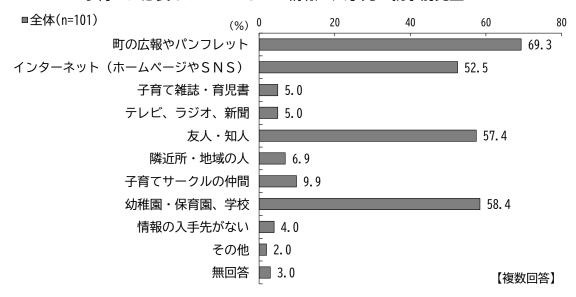
▼地域の子育て支援サービスの認知度:就学前児童



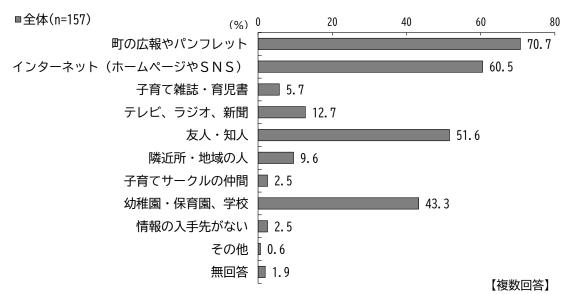
①情報の入手先

■就学前児童・小学生児童ともに「町の広報やパンフレット」が最も多く、次いで「インターネット(ホームページやSNS)」、「友人・知人」、「幼稚園・保育園、学校」などが上位に挙げられています。

▼子育てに必要なサービスなどの情報の入手先:就学前児童



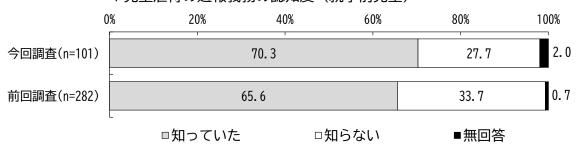
▼子育てに必要なサービスなどの情報の入手先:小学生児童



⑫児童虐待の通報義務の認知度

■「知っていた」が 70.3%と前回調査より増加しています。

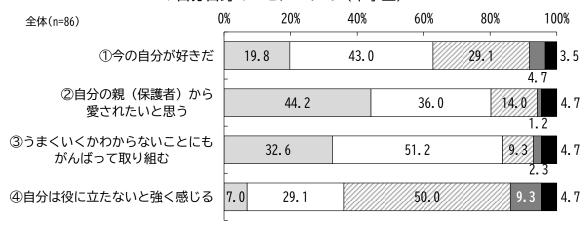
▼児童虐待の通報義務の認知度(就学前児童)



13自分自身のことについて

- ■①今の自分が好きだという自己肯定感は 62.8% (「あてはまる」19.8%と「どちらかといえば、あてはまる」43.0%の合計)となっています。
- ■②自分の親(保護者)から愛されたいと思うは80.2%(「あてはまる」44.2%と「どちらかといえば、あてはまる」36.0%の合計)となっています。
- ■③うまくいくかわからないことにもがんばって取り組むは 83.8% (「あてはまる」 32.6%と「どちらかといえば、あてはまる」51.2%の合計)となっています。
- ■④自分は役に立たないと強く感じる自己有用感の低い回答者は 36.1% (「あてはまる」7.0%と「どちらかといえば、あてはまる」29.1%の合計)となっています。

▼自分自身のことについて(中学生)



□あてはまる

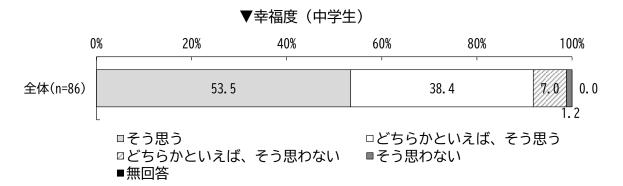
□どちらかといえば、あてはまる

☑どちらかといえば、あてはまらない ■あてはまらない

■無回答

仰幸福度

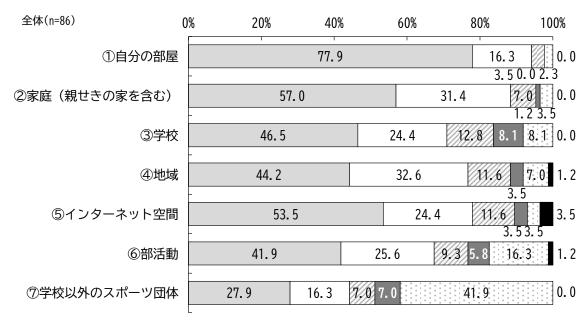
◆「そう思う」が 53.5%で最も多く、これに「どちらかといえば、そう思う」(38.4%) をあわせた『幸せだと思う』が 91.9%となっています。一方、『幸せだと思わない』 (「どちらかといえば、そう思わない」7.0%と「そう思わない」1.2%の合計) は 8.2% となっています。



15居場所について

◆回答者にとって『居場所と思う』(「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計)の割合は「①自分の部屋」(94.2%)が最も多く、次いで「②家庭」(88.4%)、「⑤インターネット空間」(77.9%)、「④地域」(76.8%)、「③学校」(70.9%)の順となっています。

▼居場所について(中学生)



□そう思う

□どちらかといえば、そう思う

∞どちらかといえば、そう思わない

■そう思わない

□あてはまるものはない、わからない

■無回答

3. 本計画で対応すべき課題の整理

アンケート調査結果、人口の動向等を踏まえ、本計画で対応すべき課題等を整理する と次のとおりとなります。

(1) 子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて

近年、児童数は減少傾向で推移していますが、就労する母親、共働き家庭の児童数の増加により、保育ニーズ、放課後児童クラブへのニーズが高まっています。また、仕事と家庭の両立について、母親の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られてきたものの、父親の取得率が低いことが課題となっています。

特に「フルタイム」で働いている母親の割合が増加傾向にあり、保護者が仕事をしながら安心して子育て期間を過ごすことができるよう、教育・保育施設の充実、保育人材の確保を図り、希望する施設や制度等が利用できる環境づくりなど仕事と子育ての両立に向けた支援を充実する必要があります。

また、育児休業の取得は増加傾向にありますが、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりや、父親の家事や育児への参画促進を図っていくことが必要となっています。

(2) 妊娠・出産・子育てを途切れなく支える環境づくりについて

妊娠期から子育て中の多くの保護者が子育てについての不安等を抱えている中で、子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、妊娠から子育てまで途切れのない支援体制づくりを進めることが重要です。

今後も、気軽に相談ができる体制の充実や、子育てに関する情報発信の充実を図るとともに、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えられるよう、母子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会等の充実が必要です。

(3)地域における子育て支援の充実、子どもの居場所づくりについて

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、子どもが健全に成長していく ためには、地域全体での子育て支援が不可欠です。また、子どもの居場所づくりが求めら れている中、放課後、長期休暇中の子どもの居場所として放課後児童クラブをはじめ、安 全・安心に過ごし、多様な体験等ができる場の確保が必要となっています。

また子どもの遊び場のひとつである公園については、その充実と安全で利用しやすい 公園づくりが必要となっています。

今後も、子どもや子育て世代の居場所を創出し、親同士や地域とのつながりを育むとともに、住民、事業者、行政などが連携し、子育てを支えていく地域社会づくりが必要です。

(4) 支援が必要な子どもへの対応について

子育て家庭を取り巻く環境が変化し、子育てに対する不安感や負担感が高まっており、 全国的に相談件数などが増加傾向にあります。

また、児童虐待への対応や子どもの貧困対策など、支援が必要な子どもを守る仕組み づくりが求められています。

アンケート調査結果からも、相対的貧困と分類される層では、食料品や衣料品が買えなかった頻度が比較的多くみられます。こうした支援が必要な子どもやその家庭に対して、健やかに成長することのできる環境づくりが必要となっています。

今後も、子ども一人ひとりの権利が尊重され、支援の必要な子どもを守る仕組みづくりが求められており、今後は、こうした支援が必要な子どもやその家庭に対し、健やかに成長することのできる環境をつくっていくことが必要です。

第3章 計画の基本理念

1. 基本理念

子どもは、家族のかけがえのない存在であるとともに、社会全体の財産であり、これからの社会を担う力として大きな存在です。

本町においては、第2期計画に基づき、保育園の改修、各種保育サービスの充実など保育環境の充実、放課後児童クラブの増設、子ども家庭総合支援拠点の設置など相談支援体制の充実などを推進してきました。

近年、子どもは減少傾向で推移していますが、就労する母親、共働き家庭の増加により、保育ニーズ、放課後児童クラブへのニーズが高まっています。

このため、子どもを産みやすい環境づくりを進めるとともに、子育てしやすい環境づくりを進め、安心して子どもを産み、子育ての喜びを実感することができる地域づくりがこれまで以上に求められています。

また、子どもの権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」の実現が求められる中、子どもたちが自分の能力を生かし、希望をかなえることができる社会をつくることは、未来の担い手を育てることにもつながります。

本計画では、第2期計画における以下の基本理念を引き継ぎ、「安心して子どもを産み 健やかに育つまちづくり」を推進します。

基本理念

安心して子どもを産み 健やかに育つまちづくり

2. 基本目標

基本理念に基づき、本計画において取り組んでいくべき、施策展開の基本的な目標を 次のとおり示します。

基本目標1 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

安心して子育てすることができる環境づくりに向け、利用者のニーズに対応した保育 サービス提供体制の充実とともに、放課後の子どもの居場所づくりや地域での子育て支 援サービスの充実を図ります。また、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりや 父親の家事や育児への参画促進を図ります。

基本目標2 妊娠から育児まで途切れなく支援する環境づくり

子育てに不安を持つ親が気軽に相談できる支援体制や子育てに関する情報発信の充実 を図ります。また、母親が安心して子どもを産み、子どもの健やかな成長を支えるため、 妊娠から育児まで母子の健康づくりを進めます。

基本目標3 子どもの育ちを支援する環境づくり

家庭・学校等における教育の充実など子どもが健やかに成長することができる環境づくりとともに、多様な体験や子どもを持つ親が交流できる機会の充実を図ります。また、子どもたちが身近なところで安心して遊ぶことができる場の確保・提供を図ります。

基本目標4 子どもを守る環境づくり

子ども一人ひとりが尊重され、虐待から子どもを守るとともに、発達に支援が必要な子どもやひとり親世帯、経済的支援が必要な子育て家庭への支援を図り、子どもの健やかな発達を支援します。また、すべての子どもと親が安心して快適に生活できるよう、交通事故や犯罪などから子どもの安全を確保する取り組みを進めます。

3. 施策体系

基本理念

基本目標と施策の方向

安心して子どもを産み

基本目標1 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

- (1)保育サービスの充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) ワーク・ライフ・バランスの実現と子育てへの男女共同参画の推進

基本目標2 妊娠から育児まで途切れなく支援する環境づくり

- (1) 相談・情報提供体制の充実
- (2)子どもや母親の健康づくりの推進
- (3) 小児医療の充実

基本目標3 子どもの育ちを支援する環境づくり

- (1)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備
- (2) 子どもが健全に育つ環境づくり
- (3) 子どもの遊び・学びを支援する環境づくり

基本目標4 子どもを守る環境づくり

- (1)子どもの権利の尊重と児童虐待の防止
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 生活困窮家庭(こどもの貧困)への支援
- (4) 障がい児施策の推進
- (5)安全・安心なまちづくりの推進

健やかに育つまちづくり

第4章 施策の展開

基本目標1 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

(1) 保育サービスの充実

近年、本町は女性の就業率が高く、フルタイムでの就労が増加傾向になる中、保護者の保育サービスへのニーズは多様化しています。また、少子高齢化や核家族化により、隣近所のつきあいも希薄になる傾向がみられ、身近に相談相手もなく、ひとりで悩み、育児に対する不安を抱える親も多くなっており、子育て中のストレスをリフレッシュするための保育サービスも必要となっています。

保育サービスについて、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及 び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備していく必要があります。

主な取り組み	内容
①保育サービスの 充実	 ○働く親の多様化する職場環境やライフスタイルに対応するため、ニーズの把握に努め、必要に応じた保育サービスの充実に努めます。 ○障がいのある子どもへの対応とともに、海外から帰国した子どもや両親が国際結婚であるなどの外国につながる子どもなどへの支援を図ります。 ○保育サービスを確保するため、保育士の処遇改善を図るなど、保育士の人材確保に努めます。 ○民間保育園に対する運営費補助等の支援を図ります。
②教育・保育施設 の充実	○施設の老朽化への対応などを考慮し、保育園施設の充実を図ります。○遊具の定期点検や老朽化への対応など安全管理に努めます。○民間保育園の施設整備への支援を図ります。

(2) 地域における子育で支援サービスの充実

次代を担う人材を育成し、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、 放課後の子どもの居場所づくりが求められています。

また、地域における子育て支援は、子どもや子育て家庭にとっての利益にとどまらず、 次世代の地域を担う子どもを育てることにつながり、今後も支援体制を強化していく必 要があります。

主な取り組み	内容
①放課後児童対策 の充実	 ○放課後に保護者が自宅にいない子どもが安全・安心に過ごせる居場所を提供し、その健全な育成を図るため、利用者のニーズにあわせた放課後児童クラブの充実を図ります。 ○障がいのある子どもの受け入れ体制の充実とともに、障がいのある子どもの利用料の減免を図ります。 ○いきいき子ども学園(放課後子ども教室)との連携強化を図ります。
②子育て支援セン ターの充実	○地域子育て支援拠点事業の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の充実に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現と子育てへの男女共同参画の推進

すべての人が、安定した雇用の上に、仕事と家庭のバランスがとれた多様な働き方を 選択できるよう、ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進が求められていま す。

今後も男性の育児参加の促進や多様な働き方の実現のため、育児・介護休業制度の普及・啓発やワーク・ライフ・バランスを促進するため、その普及に向けた支援等を進める必要があります。

また、家庭における男女共同参画を促進するために、家庭・地域・職場において、育児や介護などの家庭的責任を男女がともに担うよう啓発活動を図る必要があります。

主な取り組み	内容
①働きやすい環境 づくりの促進	○ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進に向け、関係機関と連携した啓発活動に努めます。○男女ともに育児休業を取得しやすい職場環境づくりなど、子育てしながら働きやすい環境づくりの促進を図ります。
②家庭生活での男 女共同参画の推 進	○男女の固定的役割分担意識を是正するため、広報・啓発活動を通じて、家庭生活における男女共同参画の促進を図ります。○家庭や育児に関する各種教室への男性参加者を増加させ、夫婦で子育てを担うための意識づくりに努めます。

基本目標2 妊娠から育児まで途切れなく支援する環境づくり

(1) 相談・情報提供体制の充実

核家族化が進み、子育てについて祖父母等の援助や知識が得られにくい状況の中、親 の抱える不安や悩み、ストレスなどをどのように軽減していくのかが重要な課題となっ ています。

不安や悩みは専門的なアドバイスを必要とする問題まで多岐にわたることから、身近 で気軽に相談できる相談支援体制も一層充実していく必要があります。

また、子育てに関する情報が氾濫する中、子育てをしている親が必要な情報を得られるよう、広報紙、ホームページなどとともに、母子保健事業の相談支援など、多様な媒体・機会を通じた情報提供に努める必要があります。

主な取り組み	内容
①相談体制の充実	○子育てに関する様々な悩みや不安、精神的な負担感の軽減、解消を図るため、母子保健事業を通じた相談支援を図ります。○子育て支援センター事業を通じて、誰もが気軽に相談できる体制づくりに努めます。
②こども家庭セン ターの設置	○児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健機能を 担う「子育て世代包括支援センター」を統合した「こども家庭セン ター」を設置し、包括的な相談支援体制の充実を図ります。
③情報提供体制の 充実	○ホームページでの情報提供、各種相談事業や各種教室などを通じた情報提供の充実を図ります。○SNSなどを活用した情報発信方法の検討を図ります。

(2)子どもや母親の健康づくりの推進

妊娠期の母親の健康状態は、安全な出産にかかわるとともに、生まれてくる子どもの 健康状態に直接的な影響を及ぼします。

妊娠期、周産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、乳幼児訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図る必要があります。

さらに、子どもを強く希望しながらも恵まれない夫婦に対して、不妊治療に係る費用 の支援などが必要になっています。

また、乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな 人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが必要です。

主な取り組み	内容
①妊娠・周産期の 母親の健康づく り	○子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠中の母親の健康づくりを支援するため、妊婦保健指導や妊婦健康診査を実施するとともに、妊婦健診受診後のフォロー体制の充実に努めます。○親と子が主体的な健康づくりに取り組むよう、各種相談事業や広報等を通じて、啓発に努めます。
②子どもの健康づ くり	 ○乳幼児期の子どもの健康管理を図るとともに、発育・発達を確認するため、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健診などの充実に努めます。 ○健診後のフォロー体制の充実に努めるとともに、各種健診の受診を促進します。 ○相談事業、訪問指導、各種教室などを通して子どもの健康管理や子育てについてのアドバイスを行います。
③妊娠に関する経 済的負担の軽減	○特定不妊治療費助成事業・不育症治療費助成事業の紹介・周知に努め、不妊治療を行う人への経済的な支援に努めます。
④食育の推進	○関係団体等と連携し、離乳食教室や食生活改善推進員と連携した教室、子どもの食生活教室の開催など、乳幼児期から中学生までの発達に応じた食生活の指導や食育の啓発を推進します。○保育園、幼稚園、学校での食育活動の充実を図ります。

(3) 小児医療の充実

近年、全国的な医師・看護師の不足、地域による医師の偏在等により、小児科・産科などの診療科における医療体制の維持が危ぶまれています。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりの基盤として、小児医療体制は欠かすことのできないものとなっています。現在、町内、近隣では小児医療機関が少ないため、今後は関係機関と調整を図りながら安心して医療を受けることができる体制の整備に努める必要があります。

主な取り組み	内容
①小児医療体制の 整備	○県や近隣市町、関係機関と連携し、小児科のネットワークづくりや 小児医療体制の整備に努め、小児医療に関する情報提供を図ります。○夜間や休日に子どもが急病やけがなどをしたとき、保護者が気軽に 専門家に相談できる「みえ子ども医療ダイヤル」の周知と利用促進 を図ります。
②かかりつけ医の 確保の啓発	○子どもの日頃からの健康管理や急病時、病気・むし歯予防などで、 いつでも相談できる「かかりつけ医」づくりを促進します。

基本目標3 子どもの育ちを支援する環境づくり

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

学校教育には基礎的な知識や技能を習得させるとともに、自分で考え、主体的に判断 し、仲間と力をあわせて問題を解決する「生きる力」を育むことが求められています。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の向上や豊かな心の育成、健やかな体の育成などを推進します。あわせて、信頼される学校づくり、幼児教育の充実など取り組みを進め、よりよい教育環境づくりが必要となっています。

主な取り組み	内容
①学校教育の充実	○社会的変化に対応するため、生きる力を育てるため総合的な視点に立った学習活動等の充実を目指します。○スクールカウンセラー等との連携を強化するとともに、学校設備の安全確保を図り、児童・生徒にとって、安全・安心な学校づくりを進めます。
②幼児教育の充実	○幼稚園での教育内容の充実を図るとともに、保育士・幼稚園教諭の 指導力の向上と保育・教育の内容充実を図るため、CLM(チェック・リスト in 三重)等の研修を通して保育士の資質向上を図ります。 ○幼稚園・保育園と小学校の連携強化など幼児教育環境の充実を図ります。

(2)子どもが健全に育つ環境づくり

近年、子どもを取り巻く課題は大きく変化しており、従来の子どもの問題行動等のほか、不登校や教育的に不利な環境にある子どもの増加がみられます。

こうした問題行動の防止とともに、子育てに関係する多様な専門機関や保護者・地域 住民の連携や情報を共有し、子ども一人ひとりの自己実現や個性に応じた育ちを保障し ていく取り組みへの転換が求められています。

地域住民や関係機関等の協力のもと、豊かな自然環境等、地域における教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツに対する子どもたちの多様なニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、子どもが健全に育つ環境づくりが必要です。

また、外国人労働者やその家族のさらなる増加が見込まれる中、地域社会を築くパートナーとして位置づけ、多文化共生社会をともに実現していくことが求められています。

主な取り組み	内容
①子どもの健全育 成活動の推進	○子どもの問題行動等を住民全体で防止する雰囲気づくりを図り、啓発活動を進めます。また、家庭、地域、学校、関係機関や団体等が連携し、地域での青少年健全育成活動に努めます。
②家庭教育への支 援	○家庭において、適切なしつけや教育がなされるよう、家庭教育について学習する機会を充実します。○子どもの主体的な選択、決定に配慮するようなしつけや教育の必要性について啓発に努めます。
③子どものスポー ツ活動の推進	○紀北健康スポーツクラブでのスポーツ教室の実施やスポーツ少年団への支援のほか、体育施設・学校施設の開放など活動場所の確保により、子どものスポーツ活動の機会の充実を図ります。○学校と各スポーツ団体の連携により、指導者の充実や部活動の地域移行へ向け検討を進めていきます。
④子育てサークル の育成	○地域子育て支援センターを拠点に、地域において親同士が交流や情報交換を行う子育てサークル等の育成を図ります。
⑤子どもが本に親 しむ環境の充実	○ブックスタート事業や図書室における読み聞かせなど、乳児期から本に親しむ環境づくりを図ります。
⑥多文化共生の推 進	○地域の外国人労働者や外国人世帯の子どもが増加傾向にあることから、地域内のコミュニケーションの円滑化や文化への理解を進め、多様な文化が共生できる子育て環境の充実を図ります。

(3) 子どもの遊び・学びを支援する環境づくり

子どもは、遊びを通して友だちをつくり、社会性や規範意識を育んでいくものであり、 身近に子どもたちが安心して遊べる場所があることは、子どもの豊かな人間性を育む上 でも必要不可欠なものです。

本町は、自然に恵まれた豊かな環境の中にあるものの、タブレットや携帯端末の普及などにより、子どもたちが自然や人とふれあう機会が減少しています。

公共施設の有効活用を図りながら、子どもたちが身近なところで安心して遊び、学ぶ ことができる場の確保・提供に努める必要があります。

主な取り組み	内容
①子どもが安心し	○既存の屋外公園の安全管理のほか、子育て支援センターなどの活用
て遊べる場の確	により、子どもの年代にあわせた遊び場の確保に努めます。
保	○障がいの有無や性別、年齢を問わず遊べるインクルーシブ遊具の導
	入など、子育て世代にとって安全で魅力的な遊び場として、集約化
	等を含めた公園整備の検討を進めます。

主な取り組み	内容
②交流イベント等 の充実	○様々な交流を通して遊び、成長することができるよう、各種事業を 通じて子ども同士の交流、親と子の交流、子どもと大人や高齢者の 世代間交流ができるような活動機会の提供に努めます。
③体験機会の拡充	○校外学習や放課後子ども教室(いきいき子ども学園)では、自然体験や環境学習の機会を提供するほか、農林水産業の体験や地元の産品を利用した食育・ものづくりなどの活動を通してシビックプライドの醸成に取り組みます。
④子どもの居場所 づくり	○放課後子ども教室や放課後児童クラブなどのほか、公共施設の有効 活用により、子ども同士が集い、自由に遊べる交流空間など、放課 後や休日のこどもの居場所の確保に努めます。

基本目標4 子どもを守る環境づくり

(1) 子どもの権利の尊重と児童虐待の防止

子どもの個性や権利を尊重することは、子育てを社会全体で支え、健全な子どもの成長を支える環境づくりを進めるための前提となるため、子どもはもちろん、あらゆる人権を尊重する意識の高揚を図る必要があります。

本町では、福祉・医療・保健・警察等の関係機関の協力による要保護児童対策地域協議 会を設置し、児童虐待の発生予防、早期発見に努めています。

また、児童虐待は、親の育児不安や育児疲れによるストレスなど、精神的に困窮している場合が多くなっていることからも、児童虐待は誰にでも起こりうる身近な問題としてとらえ、子育て中の保護者が安心して子育てできる支援体制の整備に努める必要があります。

主な取り組み	内容
①「こどもの権利」 の普及・啓発、 人権啓発活動の 充実	○「こどもの権利」についての普及・啓発を図ります。○住民の人権意識の高揚と子どもの権利を尊重する意識づくりを図り、人権に関する情報提供と啓発に努めます。○人権に関する学習機会の提供や講演会等の開催に努めます。
②児童虐待防止の 推進	○子育てのストレスや悩みごとなど、虐待につながりかねない要因の解消に向け、各種相談窓口の周知や気軽に相談できる相談体制の充実に努めます。○相談内容に応じた必要な支援に結びつける体制づくりを進めます。○虐待の早期発見、早期介入への必要性の啓発とともに、児童虐待防止に向けた通告義務の周知・啓発により、地域での虐待の早期発見に努めます。
③児童虐待防止に 向けた体制の強 化	○要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所や警察、教育関係、福祉関係団体等からなるネットワークを推進し、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携の強化を図ります。○地域での児童虐待防止に向け、主任児童委員、民生委員・児童委員との連携を強化します。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定・向上と児童の健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に向けた取り組みが必要となります。また、子育で・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を、ひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的にきめ細かく行うことが必要です。

主な取り組み	内容
①ひとり親家庭等 へ経済的支援	○ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当や ひとり親家庭等医療費助成、母子寡婦福祉資金とともに、放課後児 童クラブの利用料減免などの経済的な支援を進めます。
②ひとり親家庭等 の自立支援	○ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策・事業についての情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、個々の家庭状況に応じて日常生活への支援、就業への支援に努めます。

(3) 生活困窮家庭(こどもの貧困)への支援

生活に困窮する家庭は、様々な課題を複合的に抱えていることが懸念されます。このため、対象となる家庭へ適切な相談支援を行うとともに、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが健やかに成長できるよう、関係機関と連携して学習支援などの充実を図ります。

主な取り組み	内容
①生活困窮家庭へ の支援	○課題がより複雑化・深刻化する前に、相談支援を適切に行い、対象 家庭に適した途切れのない支援を行います。
	○子どもの健全育成を図るため、子どもにかかわる機関と連携し、学 習支援などの実施を検討します。

(4) 障がい児施策の推進

障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた一貫性、継続性のある支援体制を構築します。

保育園や放課後児童健全育成事業における障がいのある子どもの受け入れを推進する とともに、各種子育て支援事業との連携を図ります。

主な取り組み	内容
①療育体制の充実	○障がいの早期発見と適切な対応を図り、乳幼児健康診査や学校にお ける健診等の充実に努めます。
	○保健、医療、福祉、教育等の各分野が連携し、子どもの成長過程にそった療育体制の充実に努めます。
②自立支援の強化	○障がいのある子どもに対する各種サービスや制度に関する情報提供 体制の充実を図ります。
	○各種相談窓口との連携を強化し、必要に応じて各種サービスや制度、 専門機関の紹介を行うなど、相談体制の充実を図ります。
③障がい児保育・ 特別支援教育の	○重度障がい児加配保育士の配置など保育園における障がい児保育の 充実を図ります。
充実	○特別支援教育など学校における障がいのある子どもの教育の充実に 努めます。
④相談体制の充実	○障がいのある子どもに対する各種サービスや制度に関する情報提供 体制の充実を図ります。
	○各種相談窓口との連携を強化し、必要に応じて各種サービスや制度、 専門機関の紹介を行うなど、相談体制の充実を図ります。

(5)安全・安心なまちづくりの推進

子どもの交通安全の確保のため、交通安全団体等と連携し、交通安全教育の実施など 交通安意識の高揚を図るとともに、安全な道路環境の整備を推進する必要があります。

また、防犯体制について、通学路や公園等における防犯灯の整備とともに、警察署・防犯協会などと連携した防犯パトロールの実施、防犯意識の啓発を図る必要があります。

さらに、妊産婦、乳幼児連れの方をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化やユニバーサルデザインへの取り組みを推進する必要があります。

主な取り組み	内容
①交通安全対策の	○通学路の安全点検等、危険か所における道路環境の整備及び事故対
充実	策に努めます。
	○子どもたちの交通安全知識の向上を図り、保育園や学校、地域と連
	携し、交通安全に対する指導や教育に努めるなど、交通安全対策の
	充実を図ります。
②防犯対策の充実	○住民の防犯意識の高揚を図り、犯罪等に関する情報提供と啓発に努
	めるとともに、警察等関係機関と連携し、子どもを犯罪から守るた
	めの情報交換体制を強化します。
	○学校付近、通学路等における安全確保を図り、「こども 110 番の家」
	の普及・周知活動を図り、地域における見守りを促進するとともに、

主な取り組み	内容							
	防犯パトロール活動の充実に努めます。							
③道路環境の整備	○安全な道路環境、生活環境の整備を図り、幅の広い歩道の設置や段差の解消、街灯・防犯灯の整備などに努めます。○子どもや妊産婦にとって、危険な場所の把握と整備に努めるとともに、情報提供に努めます。							
④公共施設のバリ アフリー化	○公共的な施設・建築物においては、高齢者や障がい者はもちろん、 子どもや妊婦、ベビーカーが安心して移動できるよう、おもいやり 駐車場の整備・周知、玄関の段差解消などを図ります。							

第5章 子ども・子育て支援の具体的事業目標

1. 子ども・子育て支援事業等について

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は国が示す基本指針に即して、町の教育・保育提供地域ごとの各年度における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに地域子ども・子育て支援事業等の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

第3期子ども・子育て支援事業計画では、児童福祉法等の一部改正を踏まえ、記載事項が追加されています。これに伴い、子ども・子育て支援事業計画を策定するために国が示す基本指針や量の見込みの算出方法等を示す手引きを踏まえ、対象となる事業について量の見込みや確保量を設定し、計画的に整備していきます。

▼第3期計画における給付・事業について

2. 地域子ども・子育て支援事業 1. 子ども・子育て支援給付 子どものための教育・保育給付 ①利用者支援に関する事業 ②延長保育事業 ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 施設型給付 ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (保育所・幼稚園・認定こども園) ⑤放課後児童健全育成事業 ⑥子育て短期支援事業 地域型保育給付 ⑦乳児家庭全戸訪問事業 (小規模保育・家庭的保育・事業所 ⑧養育支援訪問事業 内保育・居宅訪問型保育) ⑨地域子育て支援拠点事業 子育てのための施設等利用給付 ⑩一時預かり事業 (未移行の幼稚園、認可外保育施設、預か ①病児・病後児保育事業 り保育等の利用) (2)子育て援助活動支援事業 ③妊婦健康診査 子どものための現金給付(児童手当) 第3期子ども・子育て支援事業計画

------乳児等のための支援給付(令和8年度~)

> 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- 15児童育成支援拠点事業
- 16親子関係形成支援事業
- ⑪妊婦等包括相談支援事業
- 18産後ケア事業

からの新規記載事業等

2. 幼児期の教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、 地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合 的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごと に事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとさ れています。

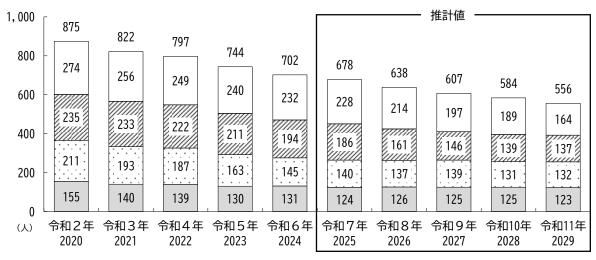
本町においては、子どもの人数と現実の利用状況を踏まえ、教育・保育提供区域を全町 一体として定め、ニーズ量の見込みを行い、確保量を設定します。

3. 児童人口の推計

本町の小学生までの児童人口($0\sim11$ 歳)の推移をみると、令和2年の875人から令和6年の702人へと減少しています。

過去の人口動向から推計される将来の児童人口は、減少傾向で推移することが予測され、本計画の目標年である令和 11 年には 556 人となることが見込まれます。

▼児童人口の推移と推計結果



□ 0~2歳 □ 3~5歳 □ 6~8歳 □ 9~11歳

※実績値は住民基本台帳(各年4月1日現在)。推計値はコーホートセンサス変化率法による推計。

4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付には、施設型給付である幼稚園・保育所・認定こども園と、地域型保育給付である小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育があり、教育・保育サービスを提供しています。

①子ども・子育て支援給付における子どもの認定区分について

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保 護者は、利用のための認定(保育の必要性の認定)を受ける必要があります。

認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

▼認定区分

支持	給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育	1号認定 幼稚園、認定こども園のみを希望する満 3歳以上の就学前の子ども		幼稚園 認定こども園
•	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などに より、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園
保育給付	満3歳未満で保護者の就労や疾病なより、家庭での保育が困難な子ども		認可保育所 認定こども園 地域型保育事業
	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子どもも以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
施設等利用給付	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月 31 日 を経過した小学校就学前子どもであっ て、保護者の就労や疾病などにより、家 庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
用給付	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育 事業、一時預かり事業、病児保 育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで 新3号、3歳児からは新2号)

②子ども・子育て支援給付における子どもの認定基準について

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間(保護者の就労時間)、その他優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

▼認定基準

■保育を必要とする事由

就労・妊娠・出産・保護者の疾病・障がい・同居親族等の介護・看護等

■保育時間

- ①主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」
- ②主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」

■入所を優先する事情

ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合

量の見込みと確保内容

■1号認定(幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		11	11	11	11	11	
	特定教育・ 保育施設 保育施設 存 確認を	町内(幼稚園等)	30	30	30	30	30
2		町外(幼稚園等)	0	0	0	0	0
條		計	30	30	30	30	30
内	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
	合計		30	30	30	30	30

■2号認定(満3歳以上で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども)

		邻7年度	令和8年度	邻9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み(人)		127	124	126	119	120	
	特定教育・ 保育施設 確 保内容	町内(保育園等)	144	144	144	144	144
		町外(保育園等)	1	1	1	1	1
確		計	145	145	145	145	145
保 内	保 幼稚園+預かり保育		0	0	0	0	0
容	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		145	145	145	145	145

■3号認定(満3歳未満で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども)

【0歳児】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1)5	①量の見込み(人)		5	5	5	5	5
		町内(保育園等)	20	20	20	20	20
	特定教育・ 保育施設	町外(保育園等)	0	0	0	0	0
	אמטמא	計	20	20	20	20	20
		小規模保育	0	0	0	0	0
②確保内容	地域型保育	家庭的保育	0	0	0	0	0
保 内	地域空休月	事業所内保育	0	0	0	0	0
容		計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		20	20	20	20	20
保育	育利用率(%))	48.8	47.6	48.8	48.8	50.0

[※]保育利用率:利用定員数(確保内容の合計)÷子どもの推計人口

【1歳児】

		令和7年度	邻8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1)5	①量の見込み(人)		30	30	30	30	30
		町内(保育園等)	34	34	34	34	34
	特定教育・ 保育施設	町外(保育園等)	1	1	1	1	1
	אמטמא	計	35	35	35	35	35
		小規模保育	0	0	0	0	0
一確	小宝型/2 字	家庭的保育	0	0	0	0	0
②確保内容	地域型保育	事業所内保育	0	0	0	0	0
容		計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		35	35	35	35	35
保育	育利用率(%	,)	83.3	83.3	81.4	83.3	83.3

※保育利用率:利用定員数(確保内容の合計)÷子どもの推計人口

【2歳児】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1)5	①量の見込み(人)		36	37	36	37	36
		町内(保育園等)	39	39	39	39	39
	特定教育・ 保育施設	町外(保育園等)	1	1	1	1	1
	אםטמניויון	計	40	40	40	40	40
		小規模保育	0	0	0	0	0
確	地域型保育	家庭的保育	0	0	0	0	0
②確保内容	地域空休月	事業所内保育	0	0	0	0	0
容		計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
	合計		40	40	40	40	40
保育	育利用率(%	,)	97.6	95.2	97.6	95.2	97. 6

※保育利用率:利用定員数(確保内容の合計)÷子どもの推計人口

確保の方策

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、 人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

確保方策(供給体制)については、令和6年4月1日現在、町内では保育園が6か所、 幼稚園が1か所となっています。

供給体制については、量の見込みに対した供給が可能となっており、今後も供給体制 の確保に努めます。

(2) 子育てのための施設等利用給付

事業内容

子どものための教育・保育給付(保育園、幼稚園、認定こども園等への入所)を希望したものの、入所できなかった人が、未移行の幼稚園(子ども・子育て支援給付に移行していない従前の幼稚園)、認可外保育施設、預かり保育等を利用した場合、利用料の一定額までを給付する事業です。

確保の方策

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法について検討します。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対して協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

(3) 乳児等のための支援給付

事業内容

乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)は、令和8年度から開始される新たな給付で、未就園の子どもを対象に、保育園等の施設で、月10時間までの預かり及び保護者への子育てに関する相談支援を行う事業です。

量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み					
0歳児延べ人数	1	1	1	1	1
1歳児延べ人数	1	1	1	1	1
2歳児延べ人数	0	0	0	0	0
②確保内容					
0歳児延べ人数	_	1	1	1	1
1歳児延べ人数	_	1	1	1	1
2歳児延べ人数	_	0	0	0	0

確保の方策

令和8年度からの実施に向けて、関係機関と連携して提供体制の整備に努めます。

5. 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

(1)教育・保育の一体的な提供の推進

保育士や幼稚園教諭の指導力の向上と保育・教育の内容充実を図るとともに、保育園と幼稚園、保育園と小学校、幼稚園と小学校などが、互いに抱える現状の課題などについて情報交換を行うなど、連携強化を図ります。

(2) 認定こども園の推進

認定こども園は、就学前教育・保育を一体としてとらえ、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能をあわせ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

現在、町内には認定こども園はありませんが、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や既存施設の状況等を踏まえ、認定こども園の検討を行います。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、 発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。

また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進します。

(4) 保育士等の質の向上と人材の確保

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭・保育士の人材確保及びその専門性や経験が重要になります。幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等を通じて、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

また、保育サービスの充実のためには、幼稚園教諭・保育士の確保が不可欠であることから、確保に向けた支援策等を検討していきます。

(5) 外国とつながりのある幼児等への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや両親が国際結婚であるなどの外国とつながりのある子どもの増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑に就園し、必要な施設の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し、必要な支援を行います。

6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

事業内容

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報 収集と提供を行うとともに、子どもまたは保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言を し、関係機関との調整を行う事業です。

現状

本町では「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」が連携し、 各種相談に応じるとともに、必要な支援の実施を行っています。

量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
基本型	1	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	0	1	1	1	1
②確保内容(か所)	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0

確保の方策

令和8年度に「こども家庭センター」を開設し、途切れのない、きめ細やかな支援体制 を構築するとともに、子ども等に関する専門的な相談対応、医療機関や関係機関と連携 した支援を図ります。

(2)延長保育事業(時間外保育事業)

事業内容

延長保育事業は、保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、保育園 等における11時間の開所時間を超えて、保育時間を延長する事業です。

現状

本町では、未実施となっています。

確保の方策

今後も、就労時間や通勤時間の変化等による保護者のニーズを把握し、地域的な特徴 も考慮しつつ、検討を図ります。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、計画期間における実施の予定はありませんが、国が示す対象範囲等を踏まえて検討していきます。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認 定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

確保方策

多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、新規参入の必要性が生じた場合 には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相 談、助言等の実施を検討します。

(5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業内容

放課後児童クラブは、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、仲間づくりや活動や遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に設置されています。

現状

本町では、紀伊長島地区、海山地区のそれぞれ2か所、計4か所で放課後児童クラブを 実施しています。令和6年度の登録児童数は95人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数	24	30	48	62	95
低学年	19	23	39	50	74
高学年	5	7	9	12	21
実施か所数	2	2	2	3	4

[※]各年度4月1日現在。

量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	96	88	85	84	82
低学年	72	63	58	57	57
高学年	24	25	27	27	25
②確保内容					
登録児童数	100	100	100	100	100
実施か所数	4	4	4	4	4

確保の方策

今後も、放課後に保護者が自宅にいない子どもが安全・安心に過ごせる居場所を提供 し、その健全な育成を図ります。また、いきいき子ども学園(放課後子ども教室)との連 携強化を図ります。

(6)子育て短期支援事業

事業内容

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、一時的に児童を養育すること ができなくなった場合に児童養護施設などで児童を預かる事業です。

短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)

○児童の保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます(宿泊を伴います)。

夜間養育等事業(トワイライト事業)

○保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難と なった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用で きます。

現状

本町では、児童養護施設等と連携して令和5年度から事業を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数	-	-	1	0	1

[※]令和6年度は見込み

量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保内容	2	2	2	2	2
実施か所数	10	10	10	10	10

確保の方策

今後も、児童養護施設等と連携し、ニーズにあわせて対応していきます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育 て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

現状

出生届を提出した方を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、子育て支援情報の提供や 養育環境等の把握を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施人数(人)	39	38	48	41	35

[※]令和6年度は1月末までの実績。

量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み					
対象人数(人)	41	42	41	41	40
②確保内容					
実施率(%)	100	100	100	100	100
中华什么	実施体制:3.	人			
実施体制	実施機関:紀	北町			

確保の方策

今後も、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、訪問率 100%を目指します。

(8)養育支援訪問事業

事業内容

養育支援訪問事業は、養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育 能力を向上させるために支援を行う事業です。

現状

乳児家庭全戸訪問事業の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭または虐待のおそれやリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問家庭数	12	9	8	5	2
訪問延べ件数	23	13	18	15	2

[※]令和6年度は12月末までの実績。

量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み					
訪問家庭数	12	12	12	12	12
訪問延べ件数	23	23	23	23	23

確保の方策

今後も、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を図ります。

(9) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

地域子育て支援拠点事業は、主に乳幼児及び保護者を対象に、子育て支援センターなどにおいて、子育ての相談や情報提供を実施するとともに、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

現状

本町では、地域子育て支援センターを3か所開設しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数(人)	805	1,563	1,831	1, 192	-
実施か所数	3	3	3	3	3

[※]月あたり延べ人数。

量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み					
延べ人数(人)	1, 385	1, 407	1, 396	1, 396	1, 374
②確保内容					
延べ人数(人)	1, 385	1,407	1, 396	1, 396	1, 374
実施か所数	3	3	3	3	3

[※]月あたり延べ人数。

確保の方策

今後も、地域子育て支援拠点事業の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

(10) 一時預かり事業

事業内容

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と就学前までの児童を、 保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときな どに子どもを一時的に預かる事業です。

現状

本町では、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(幼稚園型)は、紀伊長島幼稚園で実施しています。

①幼稚園型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数(人)	81	157	103	74	99
実施か所数	1	1	1	1	1

[※]令和6年度は12月末までの実績。

量の見込みと確保内容

①幼稚園型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み					
1号認定利用	100	100	100	100	100
2号認定利用	0	0	0	0	0
合計	100	100	100	100	100
②確保内容					
延べ人数(人)	120	120	120	120	120
実施か所数	1	1	1	1	1

②幼稚園型以外

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み					
延べ人数(人)	150	150	150	150	150
②確保内容					
延べ人数(人)	200	200	200	200	200
実施か所数	2	2	2	2	2

確保の方策

幼稚園型以外の満 1 歳から就学前までの児童を対象とした一時保育も令和7年度から 実施します。また、事業・制度の周知などを通じた利用促進に努め、保護者が安心して預 けることのできる受け入れ環境や実施体制を整備します。

(11) 病児・病後児保育事業

事業内容

病児・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業で、「病児保育」 は病気または病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を医療機関に併設されている 病児保育室で預かる事業です。「病後児保育」は、病気回復期にあるため集団保育が困難 な児童を保育園等に併設している病後児保育室で預かる事業です。

現状

本町では、施設や専門スタッフの確保などの問題もあり、未実施となっています。

確保の方策

保護者のニーズ把握に努めるとともに、実施に関連する各関係機関と連携のもと、事業の実施について検討していきます。

(12) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

事業内容

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助を したい方が会員となり、仕事と育児の両立ができる環境等を整備し、地域の中で子ども たちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助けあい活動をする制度です。

現状

本町では、未実施となっています。

確保の方策

今後も、保護者のニーズ把握に努め、事業の実施について検討していきます。

(13) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦健康診査は、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査に かかる費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、妊婦の健康の保持増 進を図る事業です。

現状

本町では、妊婦の健康管理を目的に、医療機関に委託して健診を実施しており、14回までの公費助成を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診対象者数(人)	55	44	45	43	32
延べ妊婦健診回数	539	590	496	605	350

[※]令和6年度は12月末までの実績。

量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み					
受診対象者数(人)	41	42	41	41	40
延べ妊婦健診回数	574	588	574	574	560
	実施機関・実施体制:県内医療機関に委託しての実施を基本とする				
実施体制	検査項目:厚生労働省の示す健診実施基準に準ずる				
	実施時期:通	i年			

[※]妊婦1人あたり、妊娠中に14回の健康診査を見込んでいます。

確保の方策

今後も、関係機関との連携を図りながら、妊娠届出時の面接や広報などを通じた受診 勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容 【新規】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴します。あわせて、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

確保の方策

実施に向けた検討を進めます。

(15) 児童育成支援拠点事業

事業内容 【新規】

児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない 児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な 課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行 うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々 の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最 善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

確保の方策

実施に向けた検討を進めます。

(16) 親子関係形成支援事業

事業内容 【新規】

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、 講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた 情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が 相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支 援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としていま す。

確保の方策

実施に向けた検討を進めます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容 【新規】

妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠から子育てまでの途切れのない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。

量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み					
妊娠届出数	50	50	50	50	50
1組あたりの面談回数	1	1	1	1	1
面談実施合計回数	50	50	50	50	50
②確保内容					
面談回数	55	55	55	55	55

確保の方策

令和4年度から事業を開始し、制度の周知、実施体制の充実を進め、妊娠期から子育て期までの途切れのない伴走型支援の充実を図ります。

(18) 産後ケア事業

事業内容 【新規】

産後ケア事業は、支援が必要な出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が 心身のケアや育児サポート等の支援を行うものです。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊 する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型 があります。

量の見込みと確保内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み					
延べ人数(人)	3	3	3	3	3
②確保内容					
延べ人数(人)	3	3	3	3	3

確保の方策

医療機関等と連携し、希望する産婦が利用できるよう周知を図るとともに、産後の心身の疲れ、育児不安等の軽減が図れるよう支援の充実を図ります。

7. 子ども・子育て支援法に基づく施策の展開

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休 業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設を整備します。

(2)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働 者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを 進めます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1)総合的な施策の推進

本計画に位置づけられた施策は、母子保健・保育・教育・就労環境・生活環境・男女共同参画など広範囲の分野にわたっており、庁内の各課や関係機関の多くが実施主体となっています。そのため、町全体が子どもと子育てを支える環境となるために、それぞれの実施主体が有機的に結びつき計画全体を推進していく必要があります。計画の推進にあたっては、福祉保健課が中心となり、各課や関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化していきます。

(2) 国や県との連携

本計画に位置づけている諸施策には、町単独ではなく国や県との連携のもとで実施しているものがあるように、すべての施策を町単独で実施できるわけではありません。また、社会状況が変化していく中で、町の方向性を考えていくためにも、国や県が進める施策との整合性を図っていく必要があります。そのため、計画の推進にあたっては、国や県との連携強化に努めます。

(3) 近隣市町との連携

近年の行政施策では、福祉施設の整備等、広域的な観点から近隣市町との連携を密に した取り組みが必要となるものも少なくありません。本計画では、就労環境の向上や子 どもの安全対策、青少年の健全育成など、広域的な観点から進めることで、より効果が期 待できる取り組みも計画に位置づけています。そのため、計画の推進にあたっては、近隣 市町との連携強化に努め、広域的な観点から子育て支援及び子どもの健全育成の環境づ くりを進めていきます。

2. 計画の進捗管理

(1) 住民への計画の周知と相談体制の確立

本計画では、行政が実施主体となる公的な支援策に加え、ボランティア活動や地域活動、家庭での取り組み、事業所の役割なども位置づけています。住民をはじめ事業所、関係団体がこの計画の考え方や具体的な取り組みを知ることで、公的な支援についてはそれぞれが必要に応じて活用し、住民の主体的な取り組みについては、それぞれの立場に応じた協力体制をつくっていくことが理想となります。そのため、今後は、施策の推進と

あわせて、住民への計画の周知と施策のPRに努めていきます。

また、各種サービスの利用や町の進める取り組みについて、様々な疑問や相談が発生することが予想されます。そのため、福祉保健課が中心となり、地域子育て支援センターや保育園等がそれぞれ情報の共有化を図るとともに、それぞれの事業実施主体が計画の趣旨を十分に理解し、住民の要望・相談等に常に応じられるような体制づくりを進めます。

(2)計画の進行管理

計画の着実な推進のためには、各関係課並びに関係団体が一体となった取り組みとともに、「課題」「目標」「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。そのため、計画策定後の進捗管理を適切に行うため、評価(Check)、改善(Act)に力点を置き、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)を推進します。

また、「紀北町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況について適宜報告・審議を行います。

資料編

1. 計画策定について

(1) 紀北町子ども・子育て会議設置要綱

紀北町子ども・子育て会議設置要綱

平成26年2月1日告示第4号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、 子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、紀北町子ども・子育て会議(以下「会議」 という。)を設置する。

(審議事項)

- 第2条 会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げるもののほか、町長の諮問に応じて本町の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査・審議する。
- 2 会議は、前項に規定する重要事項に関し、町長に答申し、又は意見を述べることができる。 (構成)
- 第3条 会議は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱した委員 12 人以内をもって構成する。
- (1)子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3)子どもの保護者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 前条の規定により委嘱された委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、会議の議長となり会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 会議は、特別の事項を調査研究するために専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、福祉保健課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 紀北町子ども・子育て会議委員名簿等

▼紀北町子ども・子育て会議委員(令和6年度)

※敬称略

	構成	役職等	名 前	備考
1	見識を有する者	紀州児童相談所長	山本 雄彦	
2	児童福祉関係者	紀北町民生・児童委員協議会会長	演 源治	
3		紀北町保育所運営協議会会長	鬼頭 孝義	副会長
4		子育て支援センター代表	横江のう子	
5		紀北町校長会会長	西田 朋	
6		紀北町PTA連絡協議会会長	世古基樹	
7		保育所保護者代表	澤田 周一郎	
8		町立幼稚園保護者会代表	鮒田 豪	
9		紀北町社会福祉協議会会長	奥川 豊樹	会長
10		放課後児童クラブ代表	宮坂 幸治郎	
11	町長が認める者	株式会社ディー・グリーン代表取締役	東城	
12		紀北町学校教育課長	直江 仁	

▼事務局

福祉保健課長	直江和哉
福祉保健課副参事	上野 淑
福祉保健課地域福祉係長	植村 元紀
福祉保健課地域福祉係主事	大谷 聡志

2. 用語解説

あ行	
預かり保育	認定こども園の1号認定の在園児が、教育時間の前後または長期休業日などに一時的に保育が困難な場合、教育時間を超えてこども園で預かり、必要な保育を行う事業のこと。
育児休業	育児・介護休業法に定められた両立支援制度で、原則 1 歳未満の子どもを 養育するための休業のこと。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあること。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。
か行	
核家族	夫婦(父親または母親)とその未婚の子ども、もしくは夫婦のみからなる 家族。
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行う事業のこと。
教育・保育施設	子ども・子育て支援法における教育・保育施設は、幼稚園、認可保育所、 認定こども園のこと。同法による施設型給付を行うための市町村による確 認を行った施設は「特定教育・保育施設」と呼ばれます。
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う事業のこと。
合計特殊出生率	「15〜49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1 人の女性が その年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する もの。
コーホート変化率法	コーホート変化率法とは、同じ期間(今回は各年度)に生まれた集団の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も続くものとして推計する方法。
こども家庭センター	児童福祉と母子保健が一体的に妊婦から子どもとその家庭を支援する体制を強化するため、児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」を統合した組織。
子ども家庭総合支援拠点	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する拠点。
こども家庭庁	子どもの「幸福度」を高めることで社会の持続可能性を確保することを目的に、子どもと家庭の福祉の増進及び保健の向上、子育て支援や子どもの権利擁護等を担う行政機関で、令和5年4月に創設。
こども基本法	令和5年4月に施行された、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。

子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、関係者が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる合議制の組織。本町では「紀北町子ども・子育て会議」を設置。
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。
子ども・子育て支援法	急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。
こどもまんなか社会	日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。
さ行	
事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に 保育する。
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された法律。国・自治体・事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされています。
小1の壁	主に共働き家庭において、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になること。
た行	
た行地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいいます。市町村が認可を行います。
12	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業を
地域型保育事業地域子ども・子育て支	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいいます。市町村が認可を行います。 子ども・子育て支援法第 59 条に定められた事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の量の見込みと確保量、実施時
地域型保育事業地域子ども・子育で支援事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいいます。市町村が認可を行います。 子ども・子育て支援法第 59 条に定められた事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の量の見込みと確保量、実施時
地域型保育事業地域子ども・子育で支援事業な行	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいいます。市町村が認可を行います。 子ども・子育て支援法第 59 条に定められた事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の量の見込みと確保量、実施時期を定めることとされています。 幼稚園と保育園の両方のよさをあわせ持つ教育・保育施設で、保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場
地域型保育事業 地域子ども・子育で支援事業 な行 認定こども園	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいいます。市町村が認可を行います。 子ども・子育て支援法第 59 条に定められた事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の量の見込みと確保量、実施時期を定めることとされています。 幼稚園と保育園の両方のよさをあわせ持つ教育・保育施設で、保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場
地域型保育事業 地域子ども・子育で支援事業 な行 認定こども園	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいいます。市町村が認可を行います。 子ども・子育て支援法第 59 条に定められた事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の量の見込みと確保量、実施時期を定めることとされています。 幼稚園と保育園の両方のよさをあわせ持つ教育・保育施設で、保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる等の特徴があります。
地域型保育事業 地域子ども・子育で支援事業 な行 認定こども園 は行 バリアフリー	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいいます。市町村が認可を行います。 子ども・子育て支援法第 59 条に定められた事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の量の見込みと確保量、実施時期を定めることとされています。 幼稚園と保育園の両方のよさをあわせ持つ教育・保育施設で、保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる等の特徴があります。
地域型保育事業地域子ども・子育で支援事業な行認定こども園は行バリアフリーま行	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいいます。市町村が認可を行います。 子ども・子育て支援法第 59 条に定められた事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の量の見込みと確保量、実施時期を定めることとされています。 幼稚園と保育園の両方のよさをあわせ持つ教育・保育施設で、保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる等の特徴があります。 無障壁化。あらゆる人が活動しやすくなるための障壁の除去。 計画や事業等を実施する場合に、PDCA(Plan:計画 → Do:実行 → Check:検証 → Act:改善)のサイクルを行うこと。特に改善を次の計画
地域型保育事業地域子ども・子育で支援事業な行認定こども園は行バリアフリーま行マネジメントサイクル	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいいます。市町村が認可を行います。 子ども・子育て支援法第 59 条に定められた事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の量の見込みと確保量、実施時期を定めることとされています。 幼稚園と保育園の両方のよさをあわせ持つ教育・保育施設で、保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる等の特徴があります。 無障壁化。あらゆる人が活動しやすくなるための障壁の除去。 計画や事業等を実施する場合に、PDCA(Plan:計画 → Do:実行 → Check:検証 → Act:改善)のサイクルを行うこと。特に改善を次の計画

要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関。児童福祉法により地方公共団体はその設置に努めることとされています。
ABC	
DV	Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあったパートナーからの暴力のこと。
SNS	Social Networking Serviceの略。インターネットを介してコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するサービスのこと。

紀北町第3期子ども・子育て支援事業計画

発行:紀北町 発行年月:令和7年3月 編集:福祉保健課

〒519-3292 三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1

TEL: 0597-46-3122 FAX: 0597-47-5903